

## 4月の税務カレンダー

☆給与支払者に係る給与所得者異動届・4/17まで

☆軽自動車税の納付

☆固定資産税第1期分納税

☆3月分源泉所得税住民税の納税・・・4/10

☆平成29年2月決算法人の確定申告

☆8月決算法人の中間申告(法人・消費)



### 【税務耳より情報】

## ＜平成29年度税制改正法案が成立＞

平成29年度税制改正法案が、3月27日に成立しました。成立した新年度予算は、税収の伸び悩みが顕著で、歳入の1/3以上を国債に頼る厳しい内容です。

税制改正の内容では、配偶者控除の年収要件を引き上げて所得税減税の適用対象を広げることや酒税の税率の見直し(ビールは減税・発泡酒等は増税)が目玉です。

また、積立NISA・中小企業経営強化税制の創設やタワーマンションの固定資産税及び不動産取得税の見直しなどが盛り込まれました。

○詳細は、職員にお尋ねください。

## 《ちょっとランチタイム》

今回は、ペンギンカフェ(048-585-0566)深谷市岡2670-10岡部駅近くにあるかわいいカフェです。お出迎えしてくれるペンギン(イタスト)メニューは、本格的な洋食で、かなりレベルの高いお店です。人気店なので、予約したほうが、無難ですよ~(^\_^)/定休日は、火曜日ですが、臨時休業もありますので、お電話で営業の確認を!



## 《社労士法人よりお知らせ》

老齢年金受給に必要な資格期間が10年に短縮されます

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上であれば、老齢年金を受け取ることができるようになります。

資格期間が10年以上25年未満の方で下記に該当する方は、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「[年金請求書\(短縮用\)](#)」及び年金の請求手続きの案内が日本年金機構から本人あてに送付されます。請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。

	生年月日	送付の時期
1	T15.4.2~S17.4.1	H29年2月下旬~3月下旬
2	S17.4.2~S23.4.1	H29年3月下旬~4月下旬
3	S23.4.2~S26.7.1	H29年4月下旬~5月下旬
4	S26.7.2~S30.10.1日(女性) S26.7.2~S30.8.1(男性)	H29年5月下旬~6月下旬
5	S30.10.2~S32.8.1日(女性) T15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	H29年6月下旬~7月上旬

※資格期間が国民年金のみの方並びに厚生年金保険・共済組合等の期間が12月に満たない方で生年月日が昭和27年8月2日以降の方は、[年金請求書\(事前送付用\)](#)が送付されます。

平成29年4月から雇用保険料率変更になります

3月31日厚生労働省より雇用保険料率の発表がありました。一般の事業は、労働者負担3/1千、事業主負担6/1千(各1/1千引下げ)建設の事業は、労働者負担4/1千、事業主負担8/1千(各1/1千引下げ)

## 建設業の社会保険未加入対策の主な取り組みとして

国土交通省は、社会保険未加入対策取り組み方針の一つに法定福利費の確保を挙げています。とはいえ、見積書の記入の仕方がわからない。周知徹底されていない。との声もあります。「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」、「やさしい社会保険加入の手引き」が国土交通省のホームページに掲載されていますので、一度確認をしてみたいはいかがでしょうか?

//経営情報//中小企業庁より中小企業景況調査(2017年1-3月期)の結果が公表されました(3月28日)。

景況感は依然として水面下にあるものの、2014年4月消費税増税前の駆け込み需要前の状況となっています。

経営上の問題点では、全業種『需要の停滞』(建設業は特に公共需要の停滞)がまず挙げられます。次に、『ヒトの確保』です(特に建設業)。その他、特徴的なのが『(製品・利用者・消費者)ニーズの変化への対応』でした。みなさまは如何でしょうか?